

上三川町人事行政の運営の状況

町民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものです。

採用(令和4年4月1日)及び退職(令和3年度中)の状況

	採用者数		退職者数						
	新規採用	再任用	定年退職	早期退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	9人	0人	3人	0人	5人	0人	0人	0人	1人
技能労務職	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※新規採用には、県警からの出向者を含みます。

職員数の状況(4月1日現在)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員数 ※()内数字は対前年度増減数	215人(1)	215人(0)	213人(-2)

人件費の状況(令和3年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (R4年3月末現在)	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
31,103人	12,281,602千円	974,054千円	1,689,309千円	13.8%	11.1%

職員給与費の状況(令和4年度一般会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	前年度の 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末勤勉	計(B)		
193人	677,672千円	116,288千円	270,418千円	1,064,378千円	5,515千円	5,322千円

職員の平均給料月額及び平均年齢状況(令和4年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	289,725円	38.4歳	314,629円	58.8歳

主な職員手当の状況(令和4年4月1日現在)

区分	内容			
	区分	期末手当(月分)	勤勉手当(月分)	計(月分)
期末勤勉手当	6月期	1.2	0.95	2.15
	12月期	1.2	0.95	2.15
	計	2.4	1.9	4.3
	扶養手当	配偶者:6,500円 扶養親族(配偶者を除く):1人当り6,500円(満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子:1人当り10,000円)		
住居手当	借家の場合:28,000円を限度に支給(家賃16,000円以下は支給なし)			
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合:距離に応じ2,000円~31,600円を支給			
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 (課長:54,300円 主幹:38,900円 課長補佐・所長:34,600円)			
時間外手当	令和3年度 (一般会計)	支給総額		45,324,954円
		職員1人当りの支給月額		20,091円

特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分	町長	副町長	議長	副議長	議員
報酬等月額	780,000円	620,000円	365,000円	295,000円	270,000円
期末手当	3.25月分(令和3年度支給割合)				

勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	土曜日及び日曜日

休暇等

区分	内容
年次有給休暇	一年度ごとに20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇:6日 分べん休暇:出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡:配偶者及び父母=7日 子=5日 祖父母=3日 その他=1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

年次有給休暇の状況(令和3年4月1日～令和4年3月31日、町長部局の一般職員)

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
5,560日	1,783.7日	147人	12.1日

▶問い合わせ先=総務課 総務人事係 ☎669116

「第3次上三川町男女共同参画計画」案に関するパブリックコメント

本町では、男女共同参画社会の実現に向けてこれまでの計画を見直し、新たに第3次上三川町男女共同参画計画を策定します。

このたび計画の案がまとまりましたので、これを公表し、町民の皆さまからのご意見等を募集します。

寄せられたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を公表します。

なお、個々のご意見等に対しては直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

- ▶公表する資料名=「第3次上三川町男女共同参画計画」案
- ▶資料の閲覧期間=11月9日(水)～12月9日(金)
- ▶資料の閲覧方法=町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、生涯学習課課窓口、中央公民館窓口にて閲覧いただけます。
- ▶意見等の提出期間=11月9日(水)～12月9日(金)午後5時15分《必着》
- ▶意見等を提出できる方=町内に居住・通勤・通学する方、本町に対し納税義務を有する方、本計画に利害関係を有する個人または法人
- ▶意見等の提出方法=意見等の提出に係る詳細については、町ホームページによる掲載や閲覧窓口にてお知らせします。なお、ご意見等は、口頭、電話では受け付けできません。

▶問い合わせ先=生涯学習課 生涯学習係 ☎669159

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館または、イベントの中止や内容を変更することがありますのでご理解願います。